

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 2026年5月28日

【会社名】 株式会社エルテス

【英訳名】 Eltes Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菅原 貴弘

【本店の所在の場所】 岩手県柴波群紫波町紫波中央駅前二丁目3番地94

【電話番号】 03 - 6550 - 9280 (代表)

【事務連絡者氏名】 組織マネジメント本部長 山本 拓

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町1-1-1

【電話番号】 03 - 6550 - 9280 (代表)

【事務連絡者氏名】 組織マネジメント本部長 山本 拓

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2026年5月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年5月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、菅原 貴弘、伊藤 豊、篠地 里百合、古川 徳厚の4名を選任するものであります。なお、篠地 里百合及び古川 徳厚は、社外取締役であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、宮崎 園子、本橋 広行、高橋 宜治の3名を選任するものであります。なお、本橋 広行及び高橋 宜治は、社外取締役であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、福本 哲也を選任するものであります。なお、福本 哲也は、社外取締役であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額200百万円以内（うち、社外取締役は年額400百万円以内、ただし使用人兼務分は含まない。）とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬枠決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とするものであります。

第7号議案 会計監査人選任の件

会計監査人としてクラフツ監査法人の選任をお願いするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	32,784	296	0	(注) 1	可決 98.98%
第2号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)4名選任の件					
菅原 貴弘	32,667	413	0	(注) 2	可決 98.62%
伊藤 豊	32,643	437	0		可決 98.55%
篠地 里百合	32,637	443	0		可決 98.53%
古川 徳厚	32,644	436	0		可決 98.55%
第3号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
宮崎 園子	32,592	488	0	(注) 2	可決 98.40%
本橋 広行	32,716	364	0		可決 98.77%
高橋 宜治	32,609	471	0		可決 98.45%
第4号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任 の件				(注) 2	
福本 哲也	32,683	397	0		可決 98.67%
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬決定 の件	32,520	560	0	(注) 3	可決 98.18%
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬決定の 件	32,515	565	0	(注) 3	可決 98.17%
第7号議案 会計監査人選任の件	32,699	381	0	(注) 3	可決 98.72%

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。